

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

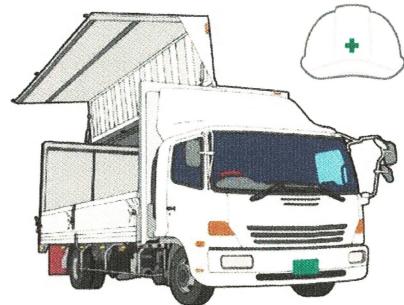
- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののはか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量 5トン以上
 - 最大積載量 2トン以上 5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量 2トン以上 5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスター・ストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページ
をご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

| | | 荷台側面が構造上開放、開閉可能 | それ以外 |
|-------|-------|-----------------|--------------|
| 5トン以上 | | 必要 | 必要 |
| 2トン以上 | TGL設置 | 必要 | 必要（TGL使用時のみ） |
| 5トン未満 | TGLなし | 必要 | 不要 |

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講されることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター停止バー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育カリキュラム

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|-----------------------|---|---------|
| テールゲートリフターに関する知識 | テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法 | 1.5時間以上 |
| テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止 | 2時間以上 |
| 関 係 法 令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間以上 |
| 実 技 教 育 | テールゲートリフターの操作の方法 | 2時間以上 |

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

| 科 目 | 省略することができる者 | 荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育(教育内容にテールゲートリフターを含むもの)受講者 | 陸災防が令和4年度に実施した、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者 | 令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者 |
|---------------------|-------------|--|--|--|
| テールゲートリフターに関する知識 | 省略可 | 省略不可 | 45分以上受講必要 | |
| テールゲートリフターの操作に関する知識 | 省略可 | 省略可 | 省略不可 | |
| 関 係 法 令 | 省略不可 | 省略不可 | 省略不可 | |
| 実 技 教 育 | 省略不可 | 省略不可 | 1時間以上の受講必要 | |

- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の罰金」となります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る

労働安全衛生規則等一部改正のQ & A⑥

労働安全衛生法には罰則がありますか？

労働安全衛生法では、事業者等にその実施義務等を確実に履行させるために多くの条文に罰則がついています。この度の労働安全衛生規則改正部分に適用される罰則の条文として、安衛法第119条、120条があります。

| 条文 | 処分内容(例) | 罰則 |
|--------------|--|---------------------|
| 安衛法 第119条 | <ul style="list-style-type: none">・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を行わなかった事業者・昇降設備を設置しなかった事業者・保護帽の着用をさせなかった事業者・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった事業者 | 6月以下の懲役または50万円以下の罰金 |
| 安衛法 第120条 | <ul style="list-style-type: none">・昇降設備の設置が義務付けられている貨物自動車で昇降設備を使用しなかった労働者・保護帽の着用が必要な貨物自動車で、保護帽を使用しなかった労働者・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった労働者・特別教育の記録を保存していなかった事業者 | 50万円以下の罰金 |

白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業者への特別教育が必要ですか？

労働安全衛生法では、緑ナンバーと白ナンバーは区別されませんので、白ナンバーのトラックでも特別教育は必要です。また、トラックの最大積載荷重の規程はないので、軽自動車のトラックでも特別教育は必要です。

なお、特別教育の受講対象者は次のとおりです。

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター停止等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。